

令和8年8月1日(土)から
介護保険施設などの
食費・居住費が変わります



8月1日から介護保険施設などを利用する低所得者を対象とした特定入所者介護サービス費について、食費・居住費の負担限度額・基準費用額が引き上がります。詳しくはQRコードから確認ください。☎盛岡北部行政事務組合☎0195-74-2716

食費の基準費用額・負担限度額が変わります

近年の食材料費の上昇などから、食費の基準費用額が100円（日額）引き上げられます。また、在宅生活者との公平性を保つため、利用者負担段階の第3段階①の利用者は30円（日額）、第3段階②の利用者は60円（日額）負担限度額が引き上げられます。※第1段階・第2段階の利用者の負担限度額に変更はありません。

食費 (ショートステイの場合)	基準費用額	負担限度額 ※負担いただく日額	
		第3段階①	第3段階②
令和8年7月まで	1,445円	650円(1,000円)	1,360円(1,300円)
令和8年8月から	1,545円	680円(1,030円)	1,420円(1,360円)

居住費の負担限度額が変わります

負担能力に応じた負担とするため、第3段階②の利用者（一部の人を除く）は、100円（日額）負担限度額が引き上げられます。※第1段階、第2段階、第3段階①の利用者の負担限度額に変更はありません。

居住費（滞在費）		負担限度額 ※負担いただく日額						
		多床室			従来型個室		ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室
		特養 など	老健・医療院 (室料徴収)	老健・医療院 (室料徴収なし)	特養 など	老健・医療院		
第3段階 ②	令和8年7月まで	430 円	430 円	430 円	880 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円
	令和8年8月から	530 円	530 円	変更なし	980 円	1,470 円	1,470 円	1,470 円

特定入所者介護サービス費の対象となる人 ※令和7年度年金改定を踏まえ、8月から利用者負担段階の基準を見直し

利用者負担段階	特定入所者介護サービス費の主な対象者（令和8年8月から）		預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入額(※)＋合計所得金額が82.65万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①		年金収入額(※)＋合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入額(※)＋合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下

※社会福祉法人などによる利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。（事業を実施していない社会福祉法人などもあります。）

農業委員会から 農地の貸借・売買・転用には農業委員会へ申請が必要です

農地の貸し借りや売り買い、耕作以外の目的で使用するときは、農地法に基づき、農業委員会の許可が必要となります。詳しい手続きについては農業委員会事務局にご相談ください。

▶農地の貸借・売買

農地法第3条による許可などが必要です。

▶農地の転用

農地に家を建てたい、駐車場にしたいなど、農地法第4条または第5条による許可が必要です。※転用できない農地もあります。※一時的な転用も同様に許可が必要となります。☎農業委員会事務局☎65-8986



農地利用最適化推進委員

北部地区担当に八幡与志子さんを選任

第24回町農業委員会総会が6月23日に開催され、北部地区を担当する農地利用最適化推進委員に、八幡与志子さんが同日付けで選任されました。

委員は農地利用の集積や集約化、遊休農地などの解消に向けた取り組みを行います。任期は令和9年8月19日までです。



八幡 与志子 さん
(54歳・星野)



確認をお忘れなく

お盆期間はお休みします
(病院・バス・ごみ収集・役場窓口)

葛巻病院の外来診療 ☎葛巻病院☎66-2311

▶休日体制 8月14日(金) ※救急患者は受け付けます。

公共交通機関（バス）

▶大平橋線・田部線（JRバス）の運休

8月13日(木)～14日(金)

※JRバス白樺号（盛岡⇄久慈）は通常運行

※13日(木)は町内のみ運行

▶通院バスの運休 8月14日(金)

☎政策秘書課☎65-8981 ☎健康福祉課☎65-8991

ごみの収集 ☎農林環境エネルギー課☎65-8985

▶休止期間 8月14日(金)～16日(日)

※清掃センターへの直接搬入も休止

窓口延長 ☎住民会計課☎65-8993

▶休止日 8月13日(木) ※窓口は17:15まで

一般事業主行動計画策定を支援します

県では、社会保険労務士を無料で派遣する策定支援を行います。

▶対象

常時雇用労働者が100人以下で、計画未策定の企業など

▶募集期間 令和9年3月1日(月)まで

☎県社会保険労務士会☎019-651-2373



気軽にご相談ください

人権擁護委員に丹内勉さんを委嘱

7月1日付けで丹内勉さんが法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

現在4人が務めている町の人権擁護委員は、人権への関心を深める啓発活動や地域の皆さんからの人権問題について相談に応じています。任期は令和11年6月30日までの3年間です。



丹内 勉 さん
(68歳・茶屋場)



春の特定健診を受けていない人

年に1度は
特定健診を受診しましょう

春の集団健診で、特定健康診査を受けられなかった人は、葛巻病院で特定健康診査を無料で受診できます（要予約）。

▶対象

町の国民健康保険に加入している40歳～74歳

▶受診可能期間

12月28日(月)までの月曜日～水曜日

▶検査項目

問診、身体計測、血圧測定、尿検査、採血（血糖、中性脂肪など）、心電図検査など計11項目

☎住民会計課☎65-8993

葛巻病院☎66-2311（予約：月～金の15:00～17:00）



江刈郵便局からお知らせ

8月31日(月)から
窓口営業時間を変更します

江刈郵便局では試験的に窓口の営業時間を変更します。

▶窓口の営業時間（平日）

業務内容	変更前（8/30まで）	変更後（8/31から）
郵便	9:00～17:00	9:00～12:30 13:30～17:00
貯金・保険	9:00～16:00	9:00～12:30 13:30～16:00

☎江刈郵便局☎68-2030